

# 改めて天皇問題を考えよう



— 本島長崎市長銃撃事件・天皇即位等をめぐって —

1月18日、本島長崎市長が銃撃されるという衝撃的な事件が発生しました。これは天皇の戦争責任発言を、銃弾によって封殺しようとするもので、言論、表現の自由に対する挑戦として国民の怒りを引き起こしています。

一方、政府は本年新天皇について即位の礼等国をあげての行事を準備し、多額の予算も予定しています。又、文部省は昨年から学校行事での「日の丸」「君が代」を義務づけるように指導を強化しました。

私たちは昭和天皇死去後1年を経過した今日、  
① 天皇をめぐる議論をタブー化せず、言論、表現の自由の点からどう考えるべきか。  
② 天皇の即位等諸行事と日本国憲法における信教の自由、国民主権との関係はどうあるのか。  
③ 学校における天皇制に関する教育をどのように考えるべきか。

を歴史学者、法律家、教育関係者、宗教家をパネラーとして、パネルディスカッションの中で共に考えてみたいと思います。



パネルディスカッション

歴史学者、法律家、  
教育者、宗教家

パネラー

◎とき 2月11日(日)

午前10時~12時

◎ところ 宮崎会館2階(0985-24-5525)

(宮崎市瀬頭2-1-10宮崎地方法務局前)

◎参加費 300円(資料代)



第24回 憲法と平和を考えるつい

# 改めて天皇問題を考えよう



— 本島長崎市長銃撃事件・天皇即位等をめぐって —

## 《資料集》

もくじ

大日本帝国憲法（抄）	
日本国憲法（抄）	p 1
皇室典範	p 3
教育勅語	p 6
特集資料「登極令」附式	p 7
新聞記事	p 12
新聞記事（昭和3年11月版）	p 16
新聞記事	p 20
新聞社説	p 24
本島市長市議会での答弁	p 25



=パネルディスカッション=

歴史学者、法律家、  
パネラー 教育者、宗教家

◎とき 2月11日（日）  
午前10時～12時

◎ところ 宮崎会館2階(0985-24-5525)



主催：宮崎民主法律家協会、日本科学者会議宮崎支部  
連絡先：宮崎市旭1-3-20 宮崎中央法律事務所 0985-24-8820

## 大日本帝国憲法（抄）

（明治二二・二・一一）

日本国憲法（抄）

施行 明治二三・一一・一九（上諭第四段）

全改 昭和二一・五・三（昭和二一日本國憲法）

告 文

皇朕 謹 畏 慰

皇祖

皇宗ノ神靈ニ諾ケ白サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ宝祚ヲ承継シ旧國ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ願ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ發達ニ隨ヒ宜ク

皇祖

皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ条章ヲ昭示シ内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト為シ外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ広メ永遠ニ進行セシメ益ミ國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スセシ茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス惟フニ此レ皆

皇祖

皇宗ノ後裔ニ賜シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スル外ナラス而シテ朕カ躬ニ逮テ時ト俱ニ举行スルコトヲ得ルハ洵ニ

皇祖

皇宗及我カ

皇考ノ威靈ニ倚靠スルニ由ラサルハ無シ皇朕レ仰テ

皇祖

皇考ノ神祐ヲ禱リ併セテ朕カ現在及将来ニ臣民ニ率先シ此ノ憲

章ヲ履行シテ慈ラサフムコトヲ誓フ庶幾クハ  
神靈此レヲ鑒ミタマヘ

憲法発布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及将来ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉体シ朕カ事ヲ獎順シ相与ニ和衷協同シ益ミ我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負担ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ万世一系ノ帝位ヲ践ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ忠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛ニ依リ与ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履践シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ施行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ将来此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ専ラサルヘシ

（昭和二一年一一月三日公布）

昭和二二年五月三日施行

日本国民は、正當に選舉された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の嚴肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、わらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的

なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第一章 天皇

第一条 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本國民の総意に基く。

第二条 皇位は、世襲のものであつて、國会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。

第三条 天皇の國事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第四条 天皇は、この憲法の定める國事に関する行為のみを行ひ、國政に関する機能を有しない。

第五条 皇室典範の定めるところにより憲政を置くときは、攝政は、天皇の名でその國事に関する行為を行ふ。この場合に

は、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、國會の指名に基いて、内閣總理大臣を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、左の國事に関する行為を行ふ。

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範囲内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス帝國議会ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議会開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

将来若此ノ憲法ノ或ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼続ノ子孫ハ発議ノ権ヲ執リ之ヲ議会ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

#### 御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵 黒田 清隆  
枢密院議長 伯爵 伊藤 博文  
司法大臣 伯爵 山田 順義  
外務大臣 伯爵 松方 正義  
兼内務大臣 伯爵 大山 岩  
海軍大臣 伯爵 西郷 従道  
農商務大臣 伯爵 井上 肇  
陸軍大臣 伯爵 伊藤 博文  
文部大臣 伯爵 森 有礼  
通信大臣 伯爵 横本 武揚

#### 大日本帝國憲法

##### 第一章 天皇

- 第一条 大日本帝國ハ万世一世系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ム所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三条 天皇ハ神聖ニシテ優スヘカラス
- 第四条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治権ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五条 天皇ハ帝國議会ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ
- 第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス  
解散ヲ命ス
- 第七条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避ケル為緊急ノ必要ニ由リ權帝國議会ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ勅命ヲ發ス
- 第八条 ①天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ变更スルコトヲ得ス  
②此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝國議会ニ提出スヘシ若議会ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコト公布スヘシ
- 第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ発セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ス
- 第一〇条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル
- 第一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第三条 天皇ハ戰ヲ宣シ及講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
- 第四条 ①天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

一、憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。

二、国会を召集すること。

三、衆議院を解散すること。

四、国会議員の選舉の施行を公示すること。

五、國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。

六、大赦、特赦、減刑、刑の免除及び復讐を認証すること。

七、榮典を授与すること。

八、批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九、外国の大使及び公使を接受すること。

十、儀式を行ふこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かねばならない。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。  
③ 荣誉、勳章その他の榮典の授与は、いかなる特權も伴はない。榮典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代限り、その効力を有する。

(以下関連条文を抜す)

#### 元号法

(昭和五十四年六月二十一日)  
(法律第四十一条)

1.元号は、政令で定める。

2.元号は、皇位の繼承があつた場合に限り改める。

附 則

1.この法律は、公布の日から施行する。

2.昭和の元号は、本則第一項の規定に基づき定められたものとする。

②戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第一五条 天皇ハ爵位典章及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス

第一六条 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第一七条①攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

②攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

(以下略)

## 皇室典範

(明治二二・二・一一)

廃止 昭和二二・五・三 (昭和二二・皇室典範)

改正、昭二四一法一三四

(昭和二十二年一月十六日) 法律第三号

## 第一章 皇位繼承

天佑ヲ享有シタル我カ日本帝国ノ宝祚ハ万世一系歴代繼承シ以テ朕カ躬ニ至ル惟フニ祖宗鑒國ノ初大憲一タヒ定マリ昭ナルコト日星ノ如シ今ノ時ニ当リ宜ク遺訓ヲ明微ニシ皇家ノ成典ヲ制定シ以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニシズヘシ茲ニ極密顧問ノ諮詢ヲ經皇室典範ヲ裁定シ朕力後嗣及子孫ヲシテ遵守スル所アラシム

### 皇室典範

#### 第一章 皇位繼承

第一条 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

第二条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

第三条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ

皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス

ス

第四条 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル

第五条 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ

第六条 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ伝フ

第七条 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ伝フ

第八条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

第九条 皇嗣精神若ハ身体ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故ア

ルトキハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シ前数条ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

#### 第二章 践祚即位

第一〇条 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ践祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク

第一条 即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ

第二条 践祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

治元立后立太子

第三章 成年立后立太子

第一三条 天皇及皇太子皇太孫ハ満十八年ヲ以テ成年トス

第一四条 前条ノ外ノ皇族ハ満二十年ヲ以テ成年トス

第一五条 優嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲

第一六条 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公

②前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを伝える。

③前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第三条 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室會議の議により、前条に定める順序に従つて、皇族繼承の順序を変えることができる。

第四条 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

#### 第二章 皇族

第五条 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

第六条 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

第七条 王が皇位を繼承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王とする。

第八条 皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という。

第九条 天皇及び皇族は、養子をすることができない。

第十条 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する。

第十二条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

②親王（皇太子及び皇太孫を除く）、内親王、王及び女王は、

布ス

#### 第四章 敬称

第一七条 天皇太皇太后皇后ノ敬称ハ陛下トス

第一八条 皇太子皇子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王ノ敬称ハ殿下トス

#### 第五章 摄政

第一九条 ①天皇未タ成年ニ達セサルトキハ摄政ヲ置ク  
②天皇久キニ亘ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルト  
キハ皇族会議及枢密顧問ノ議ヲ經テ摄政ヲ置ク

第二〇条 摄政ハ成年ニ達シタル皇子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二一条 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルト  
キハ左ノ順序ニ依リ摄政ニ任ス

#### 第一 親王及王

#### 第二 皇后

#### 第三 皇太后

#### 第四 太皇太后

#### 第五 内親王及女王

第二二条 皇族男子ノ摄政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ従フ其  
ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二三条 皇族女子ノ摄政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限  
ル

第二四条 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事  
故ニ由リ他ノ皇族摄政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成  
ハ重大ノ事故アルトキハ皇族会議及枢密顧問ノ議ヲ經テ其ノ  
順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

第二六条 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌  
ラシム

第二七条 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキハ摄政ヨリ皇  
族会議及枢密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二八条 太傅ハ摄政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二九条 摄政ハ皇族会議及枢密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレ  
ハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

#### 第七章 皇族

第三〇条 皇族ト称フルハ太皇太后皇后皇太子皇子妃  
皇大孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王ヲ謂フ

第三一条 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王ト  
シ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス

第三二条 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ  
王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ号ヲ宣賜ス

第三三条 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三四条 皇統譜及前条ニ關ル記録ハ図書寮ニ於テ尚蔵ス

第三五条 皇族ハ天皇ヲ監督ス

前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第十三条 皇族の身分を離れる。他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室会議の議により、皇族の身分を離れないものとすることができる。

第十四条 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れる。

第十五条 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。

第十六条 天皇が成年に達しないときは、摄政を置く。

第十七条 摄政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

一 皇太子又は皇太孫  
二 親王及び王  
三 皇后  
四 太皇太后  
五 太皇太后  
六 内親王及び女王

②前項第二号の場合においては、皇位繼承の順序に従い、同項第六号の場合においては、皇位繼承の順序に準ずる。

第十八条 摄政又は摄政となる順序にあたる者に、精神若しくは身体の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室会議の議により、前条に定める順序に従つて、摄政又は摄政となる順序を変えることができる。

第十九条 摄政となる順位にあたる者が、成年に達しないため、又は前条の故障があるために、他の皇族が、摄政となつたときは、先順位にあたつていた皇族が、成年に達し、又は故障がなくなつたときでも、皇太子又は皇太孫に対する場合を除いては、摄政の任を譲ることがない。

第二十条 第十六条第二項の故障がなくなつたときは、皇室会議の議により、摄政を廃する。

第二十一条 摄政は、その在任中、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

第三十六条 摄政在任ノ時ハ前条ノ事ヲ攝行ス

第三十七条 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選挙セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八条 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九条 皇族ノ婚嫁ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四一条 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣ニ副署ス

第四十二条 皇族ハ養子ヲ為スコトヲ得ス

第四十三条 皇族園張ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四条 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ称ヲ有セシムルコトアルベシ

## 第八章 世伝御料

第四十五条 土地物件ノ世伝御料ト定メタルモノハ分割讓与スルコトヲ得ス

第四十六条 世伝御料ニ編入スル土地物件ハ板密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

## 第九章 皇室経費

第四十七条 皇室諸般ノ経費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八条 皇室経費ノ予算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室会計

## 法ノ定ムル所ニ依ル

### 第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九条 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十条 人民ヨリ皇族ニ対スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代理人ヲ以テ訴訟ニ当ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五一条 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二条 皇族ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ対シ忠順ヲ欠クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三条 皇族蕩產ノ所行アルトキハ勅旨以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四条 前二条ハ皇族会議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

## 第十一章 皇族会議

第五十五条 皇族会議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣枢密院議長宮内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ参列セシム

第五十六条 天皇ハ皇族会議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長タラシム

### 第一二章 補則

第五十七条 現在ノ皇族五世以下親王ノ号ヲ宣賜シタル者ハ旧ニ

## 第四章 成年、敬称、即位の礼、大喪の礼、皇統譜及び陵墓

第二十二条 天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする。

第二十三条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后的敬称は、陛下とする。

第二十四条 皇位の繼承があつたときは、即位の礼を行ふ。

第二十五条 天皇が崩じたときは、大喪の礼を行ふ。

第二十六条 天皇及び皇族の身分に関する事項は、これを皇統譜に登録する。

第二十七条 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后的葬式を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓に関する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録する。

## 第五章 皇室会議

第二十八条 皇室会議は、議員十人でこれを組織する。

②議員は、皇族二人、衆議院及び參議院の議長及び副議長、内閣總理大臣、宮内庁の長並びに最高裁判所の長たる裁判官及びその他の裁判官一人を以て、これに充てる。

③議員となる皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、各々成年に達した皇族又は最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の互選による。

第二十九条 内閣總理大臣たる議員は、皇室会議の議長となる。

第三十条 皇室会議に、予備議員十人を置く。

②皇族及び最高裁判所の裁判官たる議員の予備議員については、第二十八条第三項の規定を準用する。

③衆議院及び參議院の議長及び副議長たる議員の予備議員は、各々衆議院及び參議院の議員の互選による。

④前二項の予備議員の員数は、各々その議員の員数と同数とし、その職務を行う順序は、互選の際、これを定める。

⑤内閣總理大臣たる議員の予備議員は、内閣法の規定により臨時に内閣總理大臣の職務を行う者として指定された国務大臣を以て、これに充てる。

⑥宮内庁の長たる議員の予備議員は、内閣總理大臣の指定する宮内庁の官吏を以て、これに充てる。

⑦議員に事故のあるとき、又は議員が欠けたときは、その予備議員が、その職務を行う。

第三十一条 第二十八条及び前条において、衆議院の議長、副議長又は議員となるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、各々解散の際衆議院の議長、副議長又は議員であつた者とする。

第三十二条 皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官たる議員及び予備議員の任期は、四年とする。

第三十三条 皇室会議は、議長が、これを招集する。

②皇室会議は、第三条、第十六条第二項、第十八条及び第二十条の場合には、四人以上の議員の要求があるときは、これを招集することを要する。

第三十四条 皇室会議は、六人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

依ル

第五八条 皇位繼承ノ順序ハ據テ実系ニ依ル現在皇養子・皇猶子  
又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五九条 親王内親王王子女ノ品位ハ之ヲ廃ス

第六〇条 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵触スル例規ハ總テ  
之ヲ廃ス

第六一条 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六二条 将來此ノ典範ノ条項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要  
アルニ当テハ皇族會議及枢密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

第三十五条 皇室會議の議事は、第三条、第十六条第二項、第

十八条及び第二十条の場合には、出席した議員の三分の二以上

上の多数でこれを決し、その他の場合には、過半数でこれを決する。

②前項後段の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十六条 議員は、自分の利害に特別の関係のある議事には、參與することができない。

第三十七条 皇室會議は、この法律及び他の法律に基く権限のみを行う。

#### 附 則

①この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

②現在の皇族は、この法律による皇族とし、第六条の規定の適用については、これを嫡男系嫡出の者とする。

③現在の陵及び墓は、これを第二十七条の陵及び墓とする。

明治二十三年十月三十日  
御名御璽

#### 「教育勅語」の現代語訳

朕（ちん）がつらつら考えてみると、我が御先祖天照大神  
が、はじめて日本の國を御建てになつたことは誠に遠く遙か  
な事で、それ以来代々の天子様がしっかりと徳を植えつけ給  
うたことは誠に深く厚い。この宏遠な肇國の御精神と深厚な  
徳とに基いて、我が臣民が、君に忠を尽くし、親に孝を尽く  
し、万民皆心を揃えて、我々の子孫がよくその美しさを完成  
して来た事は、これ即ち我が国日本の國柄の美しい光であつ  
て、教育の一番の根本も、やはりそこにあるのである。

汝等臣民よ、父母に孝を尽くし、兄弟に友情を尽くし、夫  
婦はよく和合し、朋友はお互に信じ合い、自分の身持は謹ん  
でつましやかにし、博く世の中の人々に愛情を及ぼし、学  
問を修め業を習い、それに依つて智恵才能を開き、人格を完  
全に仕上げて、進んでは廣く世の中の利益をはかり、この世  
の務を立派にはたし、常に國家の憲法を重んじ、國家の法律  
に従つて、若し一旦危急の場合があつたら、義勇の精神を以  
てお上のために身を捧げ、そして天地と共にきわまる事の  
ない我が皇室の御盛運をお助けしなさい。このようであるの  
は、ただひとり朕に対し忠良の臣民であるばかりでなく、

同時に又それに依つて汝等祖先の遺しておいた美しい風をい  
よいよあきらかに世にあらわすことも出来るであろう。  
以上述べた所の大道は、實に我が御先祖代代の君がおのこ  
しになつたお教えであつて、子孫臣民が共々に従い守るべき  
ものである。この大道は古と今とに通じての間違いのないも  
のであり、日本外國凡てに実行して決して道理に反する事の  
ないものである。されば朕は汝等臣民と共にしつかりと之を  
守つて片時も忘れず、上下皆その徳を同じうせんことを切望  
して止まないのである。（塚本哲三「國体の本義解釈」教育勅  
語・口語訳、一九三九年）

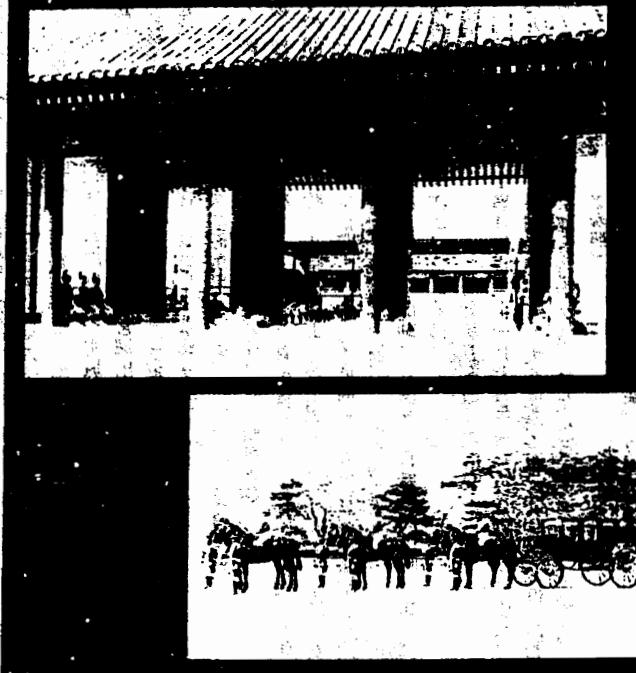
#### 教育二関スル勅語

（一八九〇年一〇月二〇日）

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコ  
ト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ優北心ヲ一ニシテ  
世々厥ノ美ヲ清セルハ此レ我國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源  
亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ  
朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習  
ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開  
キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ  
以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕力  
忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス  
ルニ足フ  
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ  
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ諭ラス之ヲ中外ニ施シテ  
梓朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一二セシコトヲ  
庶幾フ

## 特集資料

# 『登極令』附式



【凡例】この資料は、明治四十二年公布の「登極令」と同附式を基本にしながら、以下のような加筆・補訂を施したものである。

一、附式の文中の「」内は原文の二行割注を一行書き、行詰めした箇所に印をつけた。

二、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

三、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

四、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

五、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

六、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

七、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

八、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

九、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

十、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

十一、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

十二、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

十三、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

十四、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

十五、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

十六、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

十七、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

十八、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

十九、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

二十、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

二十一、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

二十二、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

二十三、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

二十四、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

二十五、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

二十六、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

二十七、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

二十八、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

二十九、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

三十、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

三十一、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

三十二、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

三十三、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

三十四、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

三十五、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

三十六、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

三十七、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

三十八、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。

三十九、附式の文中の大字で示した箇所を示す。また、括弧内は、昭和度方実施年月日。



- 臣・宮内大臣・内大臣・侍従長・大礼使長官・式部長  
宮・侍従・皇后宮大夫・大礼使次官・式部・次長・女官・  
服装ヲ易フ。〔男子ハ東帶(緋袴)・帯鉤、女子ハ五衣、  
唐衣、裳〕
- 13次二儀仗兵、建礼門外並建春門外二整列ス。
- 14次二大礼使高等官左右各三人、南門外按二参進、衛  
門ノ本位二就ク。
- 14'但シ服装、東帶〔冠卷綱縷、緋袍(闇緋縷著)・錦衝縷、  
錦撫腰單、下襲、半背、大口、表袴、白布帯、緋腰巾〕・劍  
〔平緒ヲ附ス〕・平胡錠〔箭ヲ挿ム〕・弓、絲鞋。
- 15次二大礼使高等官左右各一人、同判任官左右各六人  
ヲ率キ、司鑑・司鼓ノ本位二就ク。
- 15'但シ服装、高等官ハ東帶〔冠卷綱縷、緋袍(緋縷著)・单、  
下襲(緋袴)・大口、表袴、石帶〕・劍〔平緒ヲ附ス〕・錦衝  
判任官ハ東帶〔冠卷綱縷、緋袍(闇緋縷著)・单、白布  
袴、白布帯、白布脛巾〕・劍〔平緒ヲ附ス〕・絲鞋。
- 16次二大礼使高等官左右各十人、威儀物〔太刀八口両  
面(錦黄二納ル)・弓八張(赤色後裏二納ル)・臺胡錠八具  
(紫後裏二納ル)・桙八竿・桶八枚〕ヲ捧持シ参進、本  
位二就ク。
- 16'但シ服装、東帶〔冠卷綱縷、袍(緋縷著)・单、下襲(緋縷著)・  
及胡錠持者ハ緋袍、桙及桶持者ハ緋綱縷袍〕・大口、表袴〕・劍〔平緒ヲ附ス〕・錦衝縷〔太刀八口両  
面(錦黄二納ル)・弓八張(赤色後裏二納ル)・臺胡錠八具  
(紫後裏二納ル)・桙八竿・桶八枚〕ヲ捧持シ参進、本  
位二就ク。
- 17次二大礼使高等官左右各十人參進、威儀物ノ本位二就  
ク。/但シ服装、東帶〔冠卷綱縷、袍(闇緋縷著)・挂  
甲・肩当・錦撫腰單・大口・表袴、白布帯〕・劍〔平緒ヲ附  
ス〕・胡錠〔箭ヲ挿ム〕・弓・錦衝縷〔前列者ハ黒袴、平胡錠、後  
列者ハ緋袍、垂胡錠〕。
- 18次二鉦及鼓ヲ擊ツ〔各三下〕。諸員列立。
- 19次二大礼使高等官前導、朝集所二參集ノ諸員参進、  
本位二就ク。
- 20次二神饌〔折敷高杯六基、折羅四十合〕幣物ヲ供  
ス。/此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。
- 21次二神饌〔折敷高杯六基、折羅四十合〕幣物ヲ供  
ス。/此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。
- 22次二掌典長、祝詞ヲ奏ス。
- 23次二天皇出御。/式部長官・宮内大臣・前行シ、侍  
長・侍従・武官・便宜ノ所ニ候ス。
- 24次二天皇、内陣ノ御座二著御。/侍従、劍璽ヲ案上  
二奉安ス。
- 25次二天皇、内陣ノ御座二著御。/侍従、劍璽ヲ案上  
二奉安ス。
- 26次二天皇、内陣ノ御座二著御。/侍従・武官長・侍従  
武官・御後二候シ、皇太子・親王・王(王族・公  
族)・内閣總理大臣・内大臣・大礼使長官・供奉ス。  
27次二天皇、内陣ノ御座二著御。/侍従・武官長・侍従  
武官・御後二候シ、皇太子・親王・王(王族・公族)・大礼使次官・供奉ス。
- 28次二天皇、内陣ノ御座二著御。/侍従・武官長・侍従  
武官・御後二候シ、皇太子・親王・王(王族・公族)・大礼使次官・供奉ス。
- 29次二天皇、内陣ノ御座二著御。/侍従・武官長・侍従  
武官・御後二候シ、皇太子・親王・王(王族・公族)・大礼使次官・供奉ス。
- 30次二天皇、内陣ノ御座二著御。/侍従・武官長・侍従  
武官・御後二候シ、皇太子・親王・王(王族・公族)・大礼使次官・供奉ス。
- 31次二天皇、内陣ノ御座二著御。/侍従・武官長・侍従  
武官・御後二候シ、皇太子・親王・王(王族・公族)・大礼使次官・供奉ス。
- 32次二天皇、内陣ノ御座二著御。/侍従・武官長・侍従  
武官・御後二候シ、皇太子・親王・王(王族・公族)・大礼使次官・供奉ス。
- 33次二天皇、内陣ノ御座二著御。/侍従・武官長・侍従  
武官・御後二候シ、皇太子・親王・王(王族・公族)・大礼使次官・供奉ス。
- 34次二鉦及鼓ヲ擊ツ〔各三下〕。
- 35次二各退下。(注意、省略)
- 36次二即位礼当日、紫宸殿ノ儀
- 1'当日(十一月十日)早旦御殿ヲ裝飾ス。
- 16'皇太子妃・親王妃・女王(王族・公族)・拜礼。
- 17'其ノ儀、本殿ノ南面二日像(五孫瑞臺ヲ副)ノ緋帽  
緋ヲ懸ク。母屋ノ中央南面二三層巻壇(黒深)ヲ立  
テ、高御座ヲ安ク。其ノ蓋上中央ノ頂二大鳳形(金  
色)一翼、棟上八角二小鳳形(金色)各一翼、搏  
風(毎角瑞臺ヲ絵ク)ノ上南北二角二大鏡各一面、小  
鏡各四面(每鏡西傍二金影繪ノ八花形及唐草形ヲ立テ各  
ヨリ昇御)。女官・御拾扇ヲ供ス。
- 18'次二女官二人分進、御帳台ノ東西両階ヨリ壇上二昇  
リ御帳ヲ擎グ。訖テ座二復ス。
- 19'次二天皇、御笏ヲ端シ立御。/20次二皇后、御拾扇  
ヲ執リ立御。/21次二諸員・最敬礼。
- 20'次二天皇、御帳台前面壇下二參進、本位二就キ、皇后宮大  
夫・女官・御帳台ノ後面ノ壇下二侍立ス。
- 21'次二侍從二人分進、高御座ノ東西両階ヨリ壇上二昇  
リ、御帳ヲ擎グ。訖テ座二復ス。
- 22'次二内閣總理大臣・西階ヲ降リ南庭ニ北面シテ立ツ。  
23'次二勅語アリ。
- 24'次二女官二人分進、御帳台ノ東西両階ヨリ壇上二昇  
リ御帳ヲ擎グ。訖テ座二復ス。
- 25'次二内閣總理大臣・万歳旗ノ前面ニ参進、万歳ヲ称  
フ〔三声〕。諸員之二和ス。訖テ西階ヲ昇リ座二復  
ス。
- 26'次二侍從二人分進、高御座ノ東西両階ヨリ壇上二  
昇り、御帳ヲ垂ル。訖テ座二復ス。
- 27'次二女官二人分進、御帳台ノ東西両階ヨリ壇上二  
昇り、御帳ヲ垂ル。訖テ座二復ス。
- 28'次二天皇、皇后入御。/誓説、出御ノ時ノ如シ。
- 29'次二鉦及鼓ヲ擊ツ〔各三下〕。
- 30'次二各退下。(注意、省略)
- 31'即位礼後一日、賢所御神楽ノ儀
- 1'当日何時(十一月十一日午後二時)、御殿ヲ裝飾ス。  
2'時刻(同三時)、文武高官・有爵者・儀遇者並夫人  
式部長官・式部次官・長ノ上班二就ク。
- 12'次二内閣總理大臣・宮内大臣・殿上ノ南面二参進、  
大礼使長官・大礼使次官ノ上班二就ク。
- 13'次二皇太子・親王・王(王族・公族)・高御座前面  
ノ壇下上参進、本位二就ク。
- 14'次二式部長官・式部次官・長・殿上ノ南面二参進、  
本位二就ク。式部官〔東帶・帶鉤〕之二從フ。
- 11'次二大礼使長官・大礼使次官・殿上ノ南面二参進、  
式部長官・式部次官・長ノ上班二就ク。
- 10'次二内閣總理大臣・宮内大臣・殿上ノ東面二参進、  
大礼使長官・大礼使次官ノ上班二就ク。
- 9'次二天皇〔御服・賢所二期日奉告ノ儀(①参照)・同  
ジ、以下、天皇ノ御服二付キ別二分注ラ施サヘルモノハ告  
之二就フ〕・御來帶黄緋染御袍・高御座北階ヨリ昇  
供ス。
- 15'内大臣・高御座ニ昇リ御帳外東北隅二候シ、侍従  
供ス。
- 1'当日何時(十一月十一日午後二時)、御殿ヲ裝飾ス。  
2'時刻(同三時)、文武高官・有爵者・儀遇者並夫人  
式部長官・式部次官・長ノ上班二就ク。
- 16'次二皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・  
王・王妃・女王(王族・公族)・直陽殿ニ参入ス。
- 17'次二天皇、内陣ノ御座二著御。/侍従・劍璽ヲ案上  
二奉安ス。
- 18'次二天皇、皇后入御。/供奉・出御ノ時ノ如シ。
- 19'次二諸員・拜礼。
- 20'次二天皇、内陣ノ御座二著御。/此ノ間、神樂歌ヲ奏  
ス。/21次二御帳ヲ閉ツ。/此ノ間、神樂歌ヲ奏ス。
- 21'次二天皇、内陣ノ御座二著御。/此ノ間、神樂歌ヲ奏  
ス。/22次二各退下。
- ※「要録」には③と④の間に「神宮靈殿神殿並官國  
幣社二勅使先遣ノ儀」(十一月十二日)、「大嘗祭前  
二日大祓ノ儀」(同上)、「大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭









# 首相、「公人」で参加

40.1.25  
五旗

「期日奉告の儀」  
首相、「公人」で参加  
主権在民の憲法を無視

政府が予定していた天皇の代表約四十人も参列、挙式一連の即位儀式のうち最初の儀式「期日奉告の儀」が二十三日午前、皇居内の「宮中三殿」でおこなわれました。天皇、前四代の大嘗祭に、即位照大神が祭られた「賢所（かじよしき）」などに、「即位の礼」と「大嘗祭（だいじよさい）」の「期日奉告の儀」がおこなわれました。天皇、皇后、皇族が挙式で、天皇、皇后、皇族が挙式したほか、海部首長、都道府県知事

宗廟儀式である「期日奉告の儀」に三種の長が出席しました。

周日午後には、皇居「宮中三殿」で、伊勢神宮や神武天皇

よりさり、「期日奉告の儀」がおこなわれました。

三種の長、都道府県知事

ことについて宮内庁は「皇位繼承の儀式には公的性質があるため」としています。三種の長への招待状は、今回は内廷職員ではなく宮内庁長官名で出されました。

また、海部首長は、「私人としていくのか、公人としていくのか」との質問に「私人じゃなくて、公人じゃないんだから。三種の長は呼べてるんだから」と答えました。

「期日奉告の儀」なるものは、戦後現憲法と相違ないものとして廃止された「意緒令」（一九〇九年制定）によってつくられた宗廟儀式です。天皇の即位儀式を天照大神の許しを得ておこなう形をとることで、天皇の位を「万世一系」の「神聖」なものとして神格化するためのものであります。

自民党政が、こうした儀式を、国会での議論もへず、憲法違反との広範な国民の批判をもかえりみないで、一連の天皇の即位儀式の最初のものとして強行したことば

憲法を守る最高の責任をもつ廷職員ではありませんが、主権在民の憲法原則を踏みにじって恥じ

ない態度を示しました。政府は、一連の儀式を「國事行為」と「皇室行事」として分け、批判をかわそろぐとする一方で、今回のように「皇室行事」と称しても、首脳が「公人」として参加することによって、事實上、「公的な」儀式とすることを狙つていることを示していました。

また、今回の儀式では、戰前そのままにおこなうため

に、「黄櫻袋（こうろせんのぼう）」などといふ装束を

新調し、時代錯誤の儀式を多額の税金を使って、演習して

みせました。また、天皇、皇后の装束のすそを、侍従らに腰をかがめて持ち上げさせる

事が、憲法を踏みにじつ

てまで、戰前そのままの儀式を強行したことは、あらたな

天皇人格化をねらうものであ

り、決して許されません。

天皇神話の前に頭たれる政府





根正宗

## 紫宸殿に出御します兩陛下御眞影

(本日宮内省)

今上陛下御即位  
興國日本の全土に満つ

八千萬同胞の歓聲

長くも御平伏

## 嚴かな賢所大前の儀

この日、昭和三年十一月十日、天皇陛下には紫宸殿にて開かれた。この儀式は古の禮法を守りて神事として御神事を行はせ給ふ。即ち午前は賢所大前の大典を挙げさせられ、萬歳一式の典は即ち廿四時を以て行はれる。午前は紫宸殿にて御典を挙げさせらる。午後は御殿にて御典を挙げさせられ、午前は萬歳一式の典は即ち廿四時を以て行はれる。

既に御典を挙げた後、午後は御殿にて御典を挙げさせられ、午前は萬歳一式の典は即ち廿四時を以て行はれる。

既に御典を挙げた後、午後は御殿にて御典を挙げさせられ、午前は萬歳一式の典は即ち廿四時を以て行はれる。

旗く紫宸殿  
儀容全く整ひ  
御儀は迫る

## 御即位を告させ給ふ

聖上親しく皇祖の大前に

## 養老賑恤の御沙汰

一、眼 膳

金百五拾萬圓

御沙汰書

前 告

一、養 老

大内へ賄門より御沙汰は爲住

△三ツ組木舟一組、酒肴金一四五十五錢

右百艘以上ノ者へ下賄

右九十艘以上ノ者へ下賄

△木舟一個、酒肴金一四四

△本船一削、酒肴金一四四

ノ伊賀佐奈良兵二挺、馬料久留

脱車位、繩子竹二挺、御宗ノ御沙汰

調ニ道出シ養老賑恤ノ典ヲ取久留

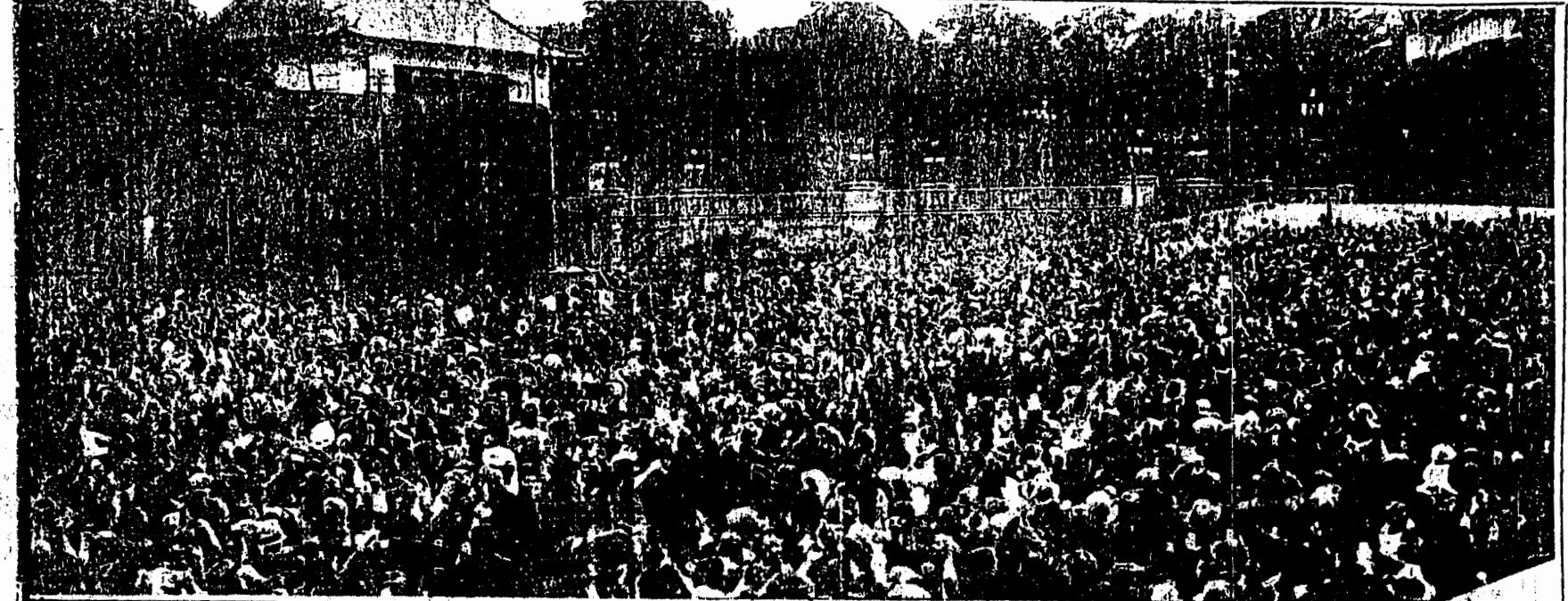
ム其道出ニ命レテ取ハセズ

ナ取カセ

御典が本日より、万葉歌合はれとて行はれる。即ち御典は、御典が本日より、万葉歌合はれとて行はれる。

御典が本日より、万葉歌合はれとて行はれる。

△御典が本日より、万葉歌合はれとて行はれる。



萬歳！ 萬歳！ 萬々歳！  
[正午後三時の宮城前 下] 銀座交叉點

## 奉祝の大うづ巻

萬歳秋空をゆるがして  
わき返る東京市内

宮城前の廣場に集まる五十萬人

芝生狹しと埋盡す

陸海軍

鳴り渡る皇禮砲

感激の午後三時！



皇靈殿神殿に  
御即位奉告の儀  
けふ勅使御内參向

東京城にして三歳かに

御大禮の奉賀  
京都市内のお膝元  
未明からざわめいて

市民から續々と

宮内省へ忽ち二千  
市町村所へ前々

三千

大日本帝國政府へ前々

内閣府へ前々

外務省へ前々

内閣府へ前々

明治神宮  
参拜者て埋る

埋花菊大

横濱の  
横濱市



## 象徴天皇の即位儀式

1989.12.11

皇室・東御苑。あかあかと燃えるがが火は照らされて夜。

大嘗殿(おさむらん)、主膳殿(おきだん)の神殿が

境内(やかた)に大嘗宮(だいじょうぐう)とよきやう)のシリエットが浮かび上がる。

大嘗殿(おさむらん)、主膳殿(おきだん)の神殿が

境内(やかた)に大嘗宮(だいじょうぐう)とよきやう)のシリエットが浮かび上がる。

天皇の即位に伴って行われる

宣誓する儀式「即位の礼」の約

二週間後である。

「大嘗祭」は、こんな形で始まる。

来年十一月。就任を内外に

かひかる。

大嘗殿(おさむらん)、主膳殿(おきだん)の神殿が

境内(やかた)に大嘗宮(だいじょうぐう)とよきやう)のシリエットが浮かび上がる。

天皇の即位に伴って行われる

宣誓する儀式「即位の礼」の約

二週間後である。

「大嘗祭」は、こんな形で始まる。

来年十一月。就任を内外に

かひかる。

大嘗殿(おさむらん)、主膳殿(おきだん)の神殿が

境内(やかた)に大嘗宮(だいじょうぐう)とよきやう)のシリエットが浮かび上がる。

天皇の即位に伴って行われる

宣誓する儀式「即位の礼」の約

二週間後である。

「大嘗祭」は、こんな形で始まる。

来年十一月。就任を内外に



昭和3年、昭和天皇の大嘗祭のため、京都・仙洞御所に建てられた大嘗宮 = 内閣大礼記録編纂委員会編「昭和大礼要録」より

伊勢神宮の方角に並べられている。明かりは八足の台に据えられ、古木と黒木の灯ろうだけだ。

それでその内陣には、屏風八重に重ねた御座

と、神座(みくに)と呼ばれるものがある。

伊勢神宮の方角に並べられている。明かりは八足の台に据えられ、古木と黒木の灯ろうだけだ。

それでその内陣には、屏風八重に重ねた御座

と、神座(みくに)と呼ばれるものがある。

伊勢神宮の方角に並べられている。明かりは八足の台に据えられ、古木と黒木の灯ろうだけだ。

それでその内陣には、屏風八重に重ねた御座

と、神座(みくに)と呼ばれるものがある。

伊勢神宮の方角に並べられている。明かりは八足の台に据えられ、古木と黒木の灯ろうだけだ。

それでその内陣には、屏風八重に重ねた御座

と、神座(みくに)と呼ばれるものがある。

## 記紀の世界に起源

1989.12.11

代々伝える「秘儀」

天皇は廻立殿で湯に入って身

を清め、纏ひたての白綿の着服

を脱ぎ、赤い羽(は)を

身に纏ひたての白綿の着服

を脱ぎ、赤い羽(は)を

身に纏ひたての白綿の着服

を脱ぎ、赤い羽(は)を

身に纏ひたての白綿の着服

を脱ぎ、赤い羽(は)を

身に纏ひたての白綿の着服

を脱ぎ、赤い羽(は)を

身に纏ひたての白綿の着服

に冠をかぶり、笏(しやく)を

持つて回廊を悠然殿へ。前方で侍従らが皇位のしるしがれる

神の衣(みの)を脱ぎ、出入

御と玉(ごとま)を運び、

の頭上に鳳凰(ほうおう)をあ

たまつて足元を照らし、天皇

を清め、纏ひたての白綿の着服

を脱ぎ、赤い羽(は)を

身に纏ひたての白綿の着服

を脱ぎ、赤い羽(は)を

身に纏ひたての白綿の着服

を脱ぎ、赤い羽(は)を

身に纏ひたての白綿の着服

を脱ぎ、赤い羽(は)を

身に纏ひたての白綿の着服

意味は大きな謎に

このように明治以降、大正、

内陣中央の座敷について、内

殿の床(のこ)のかわりを握る

特別に選んだ田から運搬され

た米やアワ、薪などは、

などの供物が束ねて内壁に運

び込まれる。また、木のクライマ

クス、天目らによる神事が行

われる。天皇本人が代々伝えて

いた。

「神武東征」に由来

例えば、大嘗祭に先立つ即位

(黒蓋問題取材班)









赤旗  
19

# 主張



本島長崎市長が十八日、長崎市役所玄関で、ピストルの弾丸をかむる事件がありました。白昼公然、公共の施設における問題無用のテロ行為です。

言論への理不尽な攻撃

本島市長は一昨年十二月の天皇戦争責任発言以来、右翼からかすかずの脅迫、いやがらせをうけてきましたが、ついに本人の命まつ殺をねらつたテロ暴力にまでいたたとばし、この攻撃がまさだ、自由と民主主義そのものに向けられた凶暴な攻撃であることをしめしてお、自由と民主主義の名においてひじく糾弾されるべきものですね。

本島市長は、一九八八年十二月七日の長崎市議会本会議で、「天皇の戦争責任はあると私は思う」と答弁。戦前、絶対主義的天皇制支配のもと、天皇の名において引き起され、広島、長崎の原爆の惨禍をはじめ日本とアジアを切り、國賊本島と叫び立てる腹を切れ、國賊本島と叫び立てる明したものですね。

## 長崎市長へのテロを糾弾する

アーチーの人民にはかりしれない被害をもたらした侵略戦争について、天皇の戦争責任をはつきりと述べました。これは、歴史の真実に立ち、ふるわわれ、市役所に弾丸がうなじまれた被爆地の市長として、当然の見解を表明したものですね。

アーチーの人民にはかりしれない被害をもたらした侵略戦争について、天皇の戦争責任をはつきりと述べました。これは、歴史の真実に立ち、ふるわわれ、市役所に弾丸がうなじまれた被爆地の市長として、当然の見解を表明したものです。

アーチーの人民にはかりしれない被害をもたらした侵略戦争について、天皇の戦争責任をはつきりと述べました。これは、歴史の真実に立ち、ふるわわれ、市役所に弾丸がうなじまれた被爆地の市長として、当然の見解を表明したものです。

アーチーの人民にはかりしれない被害をもたらした侵略戦争について、天皇の戦争責任をはつきりと述べました。これは、歴史の真実に立ち、ふるわわれ、市役所に弾丸がうなじまれた被爆地の市長として、当然の見解を表明したものです。

アーチーの人民にはかりしれない被害をもたらした侵略戦争について、天皇の戦争責任をはつきりと述べました。これは、歴史の真実に立ち、ふるわわれ、市役所に弾丸がうなじまれた被爆地の市長として、当然の見解を表明したものです。

アーチーの人民にはかりしれない被害をもたらした侵略戦争について、天皇の戦争責任をはつきりと述べました。これは、歴史の真実に立ち、ふるわわれ、市役所に弾丸がうなじまれた被爆地の市長として、当然の見解を表明したものです。

アーチーの人民にはかりしれない被害をもたらした侵略戦争について、天皇の戦争責任をはつきりと述べました。これは、歴史の真実に立ち、ふるわわれ、市役所に弾丸がうなじまれた被爆地の市長として、当然の見解を表明したものです。

## 発言

長崎市議会での答弁

(長崎市議会第六回定例会における柴田朴議員の二回の質問に答えて—)

一九八八年十二月七日

市長(本島 等君) お答えをいたします。

市長(本島 等君) 柴田議員にお答えをいたします。Xデーの問題ですけれども、天皇陛下のご容体を毎日、新聞やテレビで見ております。しかし、あの年齢でなかなか回復の見通しはないのではないかと

いうことも考えます。しかし、これは天皇陛下であると、また、一個人であるとを問わず、やはり万ーのときのことをいろいろ論することは、私は失礼にならないのではないかというふうに考えます。

市長(本島 等君) お答えをいたします。

戦後四十三年たって、あの戦争が何であったかと

いきます。

そういうことで、この取り扱いについて、現在までのところ国、県からの指示があつております。せんし、指示がないのが当然だと思つております。私どもは、そういう悲しむべきことがらが起きたとすれば、そのときに具体的に対応していきたいと、そういうふうに考へるわけであります。

市長(本島 等君) お答えをいたしました。

しかし、日本人の大多数と連合国側の意思によつて、それが免れて、新しい憲法の象徴になつた。そこで、私どもその線に従つてやっていかなければならぬと、そういうふうに私は解釈をいたしてい

ます。それは、本島市長は、一九八八年十二月七日の長崎市議会本会議で、「天皇の戦争責任はあると私は思う」と答弁。戦力や、右翼による脅迫、いやがらせがおこなわれました。「本島出で」とい。うらんするものにはなりません。法が保障する言論・表現の自由をじゅうこなわせました。前、絶対主義的天皇制支配のもと、天皇の名において引き起され、広島、長崎の原爆の惨禍をはじめ日本とアジアを切り、國賊本島と叫び立てる腹を切れ、國賊本島と叫び立てる明したものですね。

しかし、日本人の大多数と連合国側の意思によつて、それが免れて、新しい憲法の象徴になつた。そこで、私どもその線に従つてやっていかなければならぬと、そういうふうに私は解釈をいたしてい

ります。

われわれは、本島長崎市長に加えられ

たびらかにテロ暴力がくりかえさ

れるといふふうに思つて、それを

いかなる理由があれ、断じて容認するこ

とは、いかがわしく思つて、いかがわせんが、言論にたい

ことはできません。

どうわけ、市民による民主的な選挙

によって選ばれた市長にたいするテロ暴

力や、右翼による脅迫、いやがらせが

おこなわれました。「本島出で」とい。

うらんするものにはなりません。法

が保障する言論・表現の自由をじゅ

うこなわせました。前、絶対主義的天皇制支配のもと、天

皇の名において引き起され、広島、

長崎の原爆の惨禍をはじめ日本とアジ

アを切り、國賊本島と叫び立てる

腹を切れ、國賊本島と叫び立てる

明したものですね。

第24回 審法と平和を考えるつい

## 改めて天皇問題を考えよう

# 学習指導要領の改訂と 新国家主義

- 1 5回にわたる学習指導要領の改訂と「日の丸」「君が代」
- 2 教科書答申と今次改訂の特徴
- 3 学校現場における「天皇」「日の丸」「君が代」

宮崎県立富島高校

福田 鉄文

# 学習指導要領のあゆみ

赤旗

1989.2.11

時 期	改 訂 の 推 移	1947年3月	1951年7月	1955年12月	1958年10月	1960年10月	1964年7月	1968年7月	1970年4月	1977年7月	1978年8月
		「学習指導要領一般編(試案)」「同各教科編(試案)」「新制高等学校の教科課程に関する件」通達	小・中学校「社会科編」改訂	小・中学校「社会科編」改訂	高 校 全 面 改 訂	高 校 全 面 改 訂	高 校 全 面 改 訂	高 校 全 面 改 訂	中 学 校 全 面 改 訂	高 校 全 面 改 訂	高 校 全 面 改 訂
		◇表紙に「試案」を明記。◇序論に「新しく児童の要求と社会の要求とに応じて生まれた教育課程をどんなふうに生かして行きとして書かれたもの」と記す。◇修身・公民・歴史・地理の廃止と社会科の新設。◇家庭科、自由研究も新設。	◇このときから「官報」告示に「法的拘束力」主張。◇小・中学校に「道徳」特設。◇教育課程を教科・道徳・特別活動・学校行事の4領域で編成。◇小学校の音楽に「君が代」が初登場、小・中学校的学校行事などで「国旗を掲揚し、「君が代」をせい唱させることが望ましい」とする。◇高校社会科の科目に「倫理・社会」設置。	◇「試案」削除。◇小学校社会科で「天皇の地位」登場。◇高校社会科の科目「時事問題」消える。	◇自由研究なくなり、特別教育活動を設置。	◇「君が代」を各学年を通じて「指導すること」(小・音楽)	◇入学式、卒業式などで、意義をふまえ、「国旗」掲揚、「国歌」齊唱を「指導するものとする」(小・中・高・特活)	◇古墳文化、大和朝廷による国の統一を教える(中・歴史的分野)	◇大日本帝国憲法の制定の歴史的意義を教える(同上)	◇神話・伝承を学習させる(同上)	◇天皇の国事行為を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りつつ天皇への理解と敬愛の念を深めさせる(小6・社会・憲法学习)
		◇「ゆとりと充実」うたう。◇授業時数の削減と内容の精選うたい、能力に応ずる教育を強調。◇小・中学校の総則から教育基本法が消える。◇「君が代」を「国歌」にいきかえる。◇高校1年で「現代社会」必修。◇高校で「学級編成導入」。	◇小・中学校の教育課程を教科・道徳・特別活動の3領域で編成。◇小学校社会科に「天皇についての理解と敬愛の念」の文言に入る。◇神話教育復活。◇算数に集合・確率などの導入でつめ込み教育強化。◇「落ちこぼれ」が大きな問題に。中学校社会科に公民的分野。	◇小・中学校「社会科編」改訂	◇小・中学校「社会科編」改訂	◇小・中学校「社会科編」改訂	◇小・中学校「社会科編」改訂	◇小・中学校「社会科編」改訂	◇小・中学校「社会科編」改訂	◇小・中学校「社会科編」改訂	◇表紙に「試案」を明記。◇序論に「新しく児童の要求と社会の要求とに応じて生まれた教育課程をどんなふうに生かして行きとして書かれたもの」と記す。◇修身・公民・歴史・地理の廃止と社会科の新設。◇家庭科、自由研究も新設。

## 天皇・「日の丸」「君が代」をめぐる教育の強化 一改訂案の記述にみる一

事項	備考	事項	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「幼稚園内外の行事において国旗に親しむ」</li> <li>○「国旗」を理解し尊重させる(小4・社会・国土の学習)</li> <li>○日本の歴史が大和朝廷の国土統一以降、幾つかの時期に分かれることに気付かせる(小6・社会・歴史)</li> <li>○神話、伝承を調べさせる(同上)</li> <li>○大化の革新などを通じ、「天皇を中心の政治」の確立を理解させる(同上)</li> <li>○大日本帝国憲法の発布やそれらを通じての国際的地位向上を教える(同上)</li> <li>○現在の憲法には「国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務」が定められていることを教える(小6・社会・憲法学習)</li> <li>○歴史学習で取り上げるべき人物42人の中に、聖徳太子、中大兄皇子、聖武天皇、明治天皇、東郷平八郎など(小6・社会)</li> <li>○国民の祝日に关心をもたせる(小6・社会・政治と国民生活)</li> </ul>	<p>現行も同様</p> <p>現行は「神話・伝承に关心をもつこと」</p> <p>現行も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○天皇の国事行為を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りつつ天皇への理解と敬愛の念を深めさせる(小6・社会・憲法学習)</li> <li>○「国旗・国歌」の意義を理解、尊重させる(小6・社会・国際協調)</li> <li>○「君が代」を各学年を通じて「指導すること」(小・音楽)</li> <li>○入学式、卒業式などで、意義をふまえ、「国旗」掲揚、「国歌」齊唱を「指導するものとする」(小・中・高・特活)</li> <li>○古墳文化、大和朝廷による国の統一を教える(中・歴史的分野)</li> <li>○大日本帝国憲法の制定の歴史的意義を教える(同上)</li> <li>○神話・伝承を学習させる(同上)</li> <li>○天皇の地位、国事行為を教える(中・公民的分野)</li> <li>○「国旗・国歌」の意義、相互尊重を教える(同上・国際社会)</li> <li>○年代の表し方、時代区分を教える(中・歴史的分野)</li> </ul>	<p>現行は「意義を理解」でなく「関心」を育てる</p> <p>現行は「指導するものとする」</p> <p>現行は「…させることが望ましい」</p> <p>現行ほぼ同じ</p> <p>現行の「日本国憲法の歴史的意義」の文言削除(中・公民的分野)</p> <p>現行も同様</p> <p>現行は地位のみ</p>

赤旗 1989.2.11





89.2.12 (5)

## 学校の授業は良くなるのか 社説

文部省は十日、学習指導要領の改定案を公表した。十二年前に告示された現行の指導要領は、ゆとりをキープフレーズに、授業内容を大幅に精選、授業時間も削減した。それに対して今回の改定は、小学校に生活科、高校で地理歴史科と公民科をそれぞれ新設するという大がかりなものになったが、実質的にはその前の六八年（昭和四十三年）指導要領に戻っている。

臨教審を受けた今回の改定は、「一世紀をめざす能力開発」を掲げた教育課程審の一昨年十二月答申によっているが、改定の方針は「心の教育」などであって、臨教審の改革理念の一つだった「国際化」は後退している。その意味で、今回の改定案は次の三點で不満である。第一は、国粹主義的な傾向がうかがわれることだ。從来、日の丸と君が代を学校行事で掲揚、斎

学校と中学校の歴史が日本史主体なのが不満である。第一は、国粹主義的な傾向がうかがわれることだ。從来、日の丸と君が代を学校行事で掲揚、斎

唱することが「望ましい」となっているのを、強制に変えたのはその一つだが、小学校の歴史では、各時代の事項ごとに取り上げるべき人物四十二人を

はじめて例示している。現在でも、七社の教科書には百三十人が登場している。文部省が取扱選択した基準は明確ではないが、例示には新たに東郷平八郎元帥など三人が含まれている。日清戦争や日露戦争での勝利が、日本

本の国際的地位を高めたことは歴史的事実としても、戦争を扱うならば、戦争の惡もまた理解させる必要がある。戦争と将軍が主体の歴史像を子どもに植えつけるようなことは、平和国家の形成者を育てるという教育基本法の精神からも好ましくない。

高校では世界史が必修になった。小学校と中学校の歴史が日本史主体なのが難しくなるだろう。受験競争は激し

その理由だが、本来は小学校から世界の中の日本を教えるのが筋である。その高校世界史や地理についても、指導要領では、日本を中心としている。世界の中では日本がいかに優れているかを強調するだけでは、「国際化」の実現は遠いものになるだろう。

国際人になるためには、日本の伝統を十分に学び、日本人としての自覚を身につけることが必要だという主張は理解できないわけではない。しかし、そこにも調和が必要だ。外国理解を後回しにして、日本の伝統に偏斜しがちで、国際化を掲げても、実は国粹主義の教育に陥る恐れがある。

第二の問題は、多様化の方向だ。中学生二年から選択科目が登場し、中学三年と高校では大幅に選択が増える。高校の理科、地理歴史科、公民科では、各科目に二単位と、四単位の二種類が用意される。英語では実に七科目に用意されることはできない。結局、学校ごとに多様化になるはかない。学校間格差は固定化し、序列の低い高校に入学した生徒が程度の高い学習をすること

くならざるを得ない。

これまでの学習指導要領は、学習の目的と内容を規定しただけだった。子

校から高校まで一貫性を強めて、整理したため、密度が濃くなる。今回の改選では、密度が濃くなる。今回の改選も精選をうたっているが、小学校の理科を除いて、精選とはほど遠い。多様化でメニューを増やすせいといふ

のだろうが、高校は、義務教育ではなく、中学生の七近近くは高校に進学しないし、毎年十万人以上の高校中退者が出ていている。安易に十二年間を一貫して学習のプログラムを作ることには疑問がある。学校五日制への検討もほどんどされていない。

これまでの学習指導要領は、学習の目的と内容を規定しただけだった。子どもの必要に結びつけて、学習の内容と経験を組織化するというカリキュラムではない。今回の改定でも、指導要領と実際の授業との関係は、つきつめで検討されていない。教科書を作るための基準という意味が、相交わらず強いようだ。教科書がなければ、授業は解消されない。これでは、臨教審が激しく批判した、学校教育の画一性はなくならない。

## 10. 天皇制

### 授業のねらい

1. 戦前、戦後の歴史を通して、天皇の果たした役割を理解させる。
2. 象徴天皇制の意義を理解させる。

### 授業の展開

1. 授業以前に、天皇（および天皇制）について知りたいこと、訴えたいことをアンケートしておく。生徒は深い関心をもっており、授業に利用できる。
2. 今日、日本は、君主制・立憲君主制・共和制のいずれか。  
君主としての天皇が存在しているとした生徒は、立憲君主制と答え、國民主権を強調する生徒は、共和制と答えるだろう。生徒に討議させる。憲法では、天皇は「國政に関する權能を有しない」（4条）となっていることを重視する。
3. 天皇は太平洋戦争において、どのような役割を果たしたか。
  - ・開戦のとき
  - ・終戦のとき
  - ・原子爆弾投下のとき
 大日本帝国憲法との関係においてとらえる
4. 戦前の天皇制「絶対主義的天皇制」と対比しながら、戦後の天皇制「象徴天皇制」を説明する。
5. 象徴天皇制について憲法条文を生徒に読ませ、たがいに討論させながら、まとめていく。
  - ・天皇の地位（第1条）——國家主権との関係をおさえる。
  - ・天皇と内閣（第3条）——責任は内閣がとる。
  - ・天皇と国政（第4条）——權能なし。
  - ・天皇の任命（第6条）——内閣總理大臣・最高裁判所長官
  - ・天皇の国事行為（第7条）——内容の主なものを列挙し説明する。内閣の助言と承認が必要。
  - ・天皇の財産（第8条）——国会の議決の必要。

# 改悪學習指導要領にたいする 基本的見解と私たちの態度

一九八九年二月一〇日

文部省は、二月一〇日、「幼稚園教育要領及び小・中・高等学校学習指導要領の改訂案」を発表しました。「學習指導要領」の改訂は、これで戦後五回目であり、したがってこんどの「學習指導要領」は戦後第六回目のものです。

今回の改訂には、これまでとくらべて際立った特徴があります。それは、憲法・教育基本法の示す民主教育の理念と原則を根本から否定する「戦後教育の総決算路線」を、教育の内容と制度の両面にわたって公然と具体化したことです。

その第一は、教育の basic 理念を、未来の主権者としての子ども（の発達）のための教育から、再び戦前のような国家の（役に立つ）ための教育に、一八〇度変質させようとしていることです。

## 統一労組懇教職員部会

このことは、卒業式や入学式などで、これまで「望ましい」とされていた「日の丸」「君が代」の取り扱いを、必ず「指導するものとする」に改めたこと、また「これを尊重する態度をそだてるとともに」「天皇についての理解と敬愛の念を深めるようすること」、さらには「天皇への敬愛の念」を内容とした「国を愛する心」の育成を随所で強調していることなどに示されています。

第二は、憲法がどの子にも保障している「ひとしく教育を受ける権利」を破壊し、これまで以上に、「できる子」と「できない子」を意図的につくりだし、それそれに別々の教育をしようとしていることです。このことは、たとえば小学校一・二年からのものすごい込み教育の強化、中学校での選択制の大規模な拡大と習熟度別学級の導入などに表

拍車をかけることは火を見るよりあきらかです。

今回の「學習指導要領」の改訂には、その弊害をより増幅させるもう一つの大きな特徴があります。それは、その他の制度的諸改悪も並行して同時にすすめていることです。たとえば、このような教育内容をすべての教科書に貫徹するため、教科書検定制度の新たな改悪、また、こうした教育内容を、より「従順」に子どもに「指導」させるための、初任者研修の創設、現職研修の体系化など、教師への二重三重にわたる統制強化策などです。

新「學習指導要領」は、まさに戦後最悪のものです。それだけに私たちは、これまで以上に憲法・教育基本法にもとづく教育課程の自主的・民主的編成のために努力するものです。同時に、そのあまりにもひどい実体について、職場を基礎に十分に討議し、圧倒的多数の合意をかちとります。そして政府・文部省・県教委に対する抗議とともに、新年度からはじまる移行措置に対する闘争目標を明確にし、学校と教育の自主性を擁護するために総決起するものです。また、一刻も早く、広く父母・国民に実情を訴え、すべての子ども・青年に、たしかな学力と民主的人格とを真に培う教育諸制度の実現にむかって、一大教育国民運動を発展させていく決意です。

このことは、「自然や崇高なるもの」「人間の力を超えたもの」への「畏敬の念」を異常なまでにくりかえし、あるいは小学校低学年の理科や社会科の廃止と第一の「道徳」としての生活科の新設、さらには、国語での「國家の発展を願う態度」の育成や、体育での「格技」の「武道」への名称変更などに端的に示されています。

以上のように新「學習指導要領」は、教育による国民の軍国主義的・国家主義的思想統制の強化と、選別と差別の能力主義的教育とを極限にまで推し進めようとするものです。このような内容は、財界・大企業の二一世紀にむけての「人づくり注文書」に、政府がきわめて忠実に応えた結果であり、これによつて、学ぶ意欲ばかり生きるめあてさえも奪われる子どもや、教師の指導上の困難が激増し、教育の荒廃にいつそう

# 教育から科学を否定する「生活科」

小佐野 正樹

## 不透明な「生活科」論議

「小学校一・二年の理科と社会科を廃止してかわりに『生活科』（仮称）という新教科を設置する」。この「生活科」構想が文部省の諸問題関である「小学校低学年の教育に関する調査研究協力者会議」から初めて発表されたのは、一昨年の七月であった。

その後、昨年暮れの教育課程審議会（教課審）の最終答申に至るまで一年半余り、出されているが、この「生活科」で何を教えることになるのかについていすれも一般的な説明を述べるにどまつて、少しも現場の教師にわかるようには明らかにされていません。こういった状況のなかで多くの

るような教育がおこなわれようとしているのか、それを具体的につかさどうとする各論的、な批判が、いま必要なことである。のべたいと思う。

## “第一道徳”的「生活科」

教育関係者の間でも、「生活科」＝「しつけ・道徳化」といった一般的な批判の声はあがっているにしても、『総論』の批判は出ていないのが実情である。一方で、あとにものべるように最近の子どもたちの心と体の歪みを心配する立場から、「しつけ・道徳」をしっかりと教えたといいう声が一般的に広がっている状況もある。そういう時に、単なる「しつけ・道徳教育の強化」だというだけで「生活科」批判を展開してもそれは広く共感をえたものとはなりえない実情がある。

「生活科」ではどんな子どもを育てようとしているのか、真に父母・国民が期待す

たことは「生活科」ではまったく考えられてはいない。アリの観察さえ徳目的なしつけ教育の単なる材料として利用してしまうのが「生活科」の授業である。今回の答申では「社会認識や自然認識の芽を育てる」という文言すら消えてしまった。教科教育

段階で全国の教育課程研究開発校で「生活科」の「先導的試行」をおこなっている。それらのなかに彼らの考える「生活科」の教育内容がかなり具体的に述べられている。そのなかからいくつか紹介したいと思う。  
福岡教育大学付属小倉小学校での「わたしのみち」という実践は、つきのような單元構成になっている。

第三次 学校の中の道の危ない所を探そう。  
第四次 教室からおびている道がどんな所につながっているか調べよう。

第五次 虫の道をさがそう。  
第一次から第四次までは、通学路や学校の廊下の安全な歩き方等を学習する。そして第五次の「虫の道……」はこんな内容である。

「虫にも決まった道があるのかな。」「虫はどこでも歩くよ。」「虫には道がないみたいだよ。」

「そうかな、これをみてごらん。」「(アリの行列のビデオを見せる。)「決まつた所をきちんと歩いている。」「全部同じ所を通っているよ。」

## “愛護精神”的おしつけ

「生活科」の実践例では、生物を異常な「よそみして歩いている。」「(これからどんどん通り方をしたいのかな。)「右側をきちんと通つていよい。」「走つたり押したりしている。」

「全部同じ所を通つて歩いている。」「(歩き方を見せる。)「決まりで並んで歩く」……。

教育課程審議会は「生活科」のねらいについて「中間のまとめ」の段階では「社会認識や自然認識の芽を育てるとともに、そのような活動や体験をおこなうなかにおいて自己認識の基礎を培う……」とのべていた。いくら「新教科」とはいつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考えているのだから、これまでにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践

例を見るように、自然認識を育てるといつ

ることを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えするのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えるのが常識的な見方であるが、この「わたしのみち」の実践においては、自然認識を育てるといつても、理科と社会科を廃止してそのかわりに設置することを考へているのだから、これまでの理科や社会科の内容も「生活科」のなかにはいつくると考えのが

## 天皇について

アンケート調査結果

1989・9実施

問1 天皇について考えたことがありますか。

ア ある。

1-1  
(468)

1-6  
(448)

1-7  
(456)

イ あまりない。

11  
27

15  
19

13  
27

ウ ない。

6  
5

2  
2

エ どちらでもない。

2  
5

3  
3

問2 天皇の存在について

ア いまの象徴天皇制でいい。

20  
15

20  
11

イ いてもいなくてもいい。

15  
10

11  
7

ウ いないほうがいい。

5  
10

7  
7

エ わからない。

6  
9

7  
7

問3 天皇についてどう感じているか。

ア 尊敬の念を持っている。

4  
0

4  
4

イ 好感を持っている。

7  
1

8  
8

ウ 何とも感じない。

30  
40

28  
28

エ 反感を持っている。

5  
3

5  
5

問4 今日、日本は

ア 君主制の国である。

2  
0

5  
5

イ 立憲君主制の国である。

15  
6

7  
7

ウ 共和制の国である。

7  
1

4  
4

エ わからない。

22  
37

29  
29

## 天皇問題について考えたこと

1989年9月 1年6組

- 天皇をあんまり美化しそうと思う。それとお金の使いすぎだと思う。無職のくせに何億というお金をもらり、余ったら返さなくていいなんてすごい。世の中には働きながらお金をもらう人はいないのに、それに貰い人だってたくさんいるのだから余ったお金は社会福祉に使うべきだと思う。(MK)
- 皇室の経費について、先生から話を聞いてびっくりしてしまいました。何億という経費は、いくらなんでも多すぎると思うので、もっと少なうべきだと思います。えうじやなぎったら、あまたお金は寄付するべきだと思います。(TM)
- 天皇は、国民に何もしていないのになぜ日本の象徴になるのだろうと思う。天皇はお金を使いすぎているという点だけは国のお金を使いすぎているということになる。だから天皇制は日本になり方がいいと思う。(TM)
- “君が代”的意味を知った時、今の日本とは合わない気がした。今さら国歌をかえてもらつても困るからしようがないと思うしかない。
- 授業ではじめて「君が代」の意味がわかった。なぜこんな歌詞の歌がいまだに国歌としてうたわれているのが不思議に思った。だいたいなぜ天皇が必要なのからからない。(KH)

来年度用『新編日本史』

全国の採択状況  
33校

9073部

去る9月12日に『新編日本史』採択結果（1990年度使用）が出版労連から発表されました。採択校は33校で昨年と変わらず部数がわずかに減少しています（284部減で9073部）。『新編日本史』が登場して4年になりますが、採択部数が1万部以下にとどまっていることは、この教科書の危険な役割に対する批判的な世論の力が示されているものと言えます。ただ福岡県だけは全国の動向とはちがい、突出した状況がますますエスカレートしています。

過去4年間の採択校数は52校（国公立20校・私立32校）。そのうち4年連続

	国公立	私立	合計
1986年	12校1547部	19校6774部	31校8321部
1987年	11校2454部	19校6422部	30校8876部
1988年	10校2076部	23校7281部	33校9357部
1989年	14校2909部	19校6164部	33校9073部

# 『新編日本史』を

# 斬る！

発行・『新編日本史』批判福岡県連絡会

連絡先・福岡市早良区田隈3-21-8

山田哲生方（福岡県歴教協副会長）

（092）801-5596

# ニュース

No. 21

1989年 9月30日

福岡県の採択

10校

2587部

—相変わらず 全国最多

来年度使用の『新編日本史』採択は、福岡県下では昨年より2校・734部増えて10校・2587部と過去最高となり、同時に3年連続で全国最多（校数・部数とも）という不名誉な記録をつくりました。

新規採択の2校は八女高校と福岡高等聾学校（本年度新設）で、いずれも県立の学校です。出版労連の発表やそれをもとにした新聞報道では「福岡聾学校」と紹介されていますが、「福岡高等聾学校」が正しい名称です。八女高校での採択の経過については前号（No. 20・7月25日付）で紹介しています。

福岡県下の採択校数・部数は、それぞれ全国の30.3%・28.5%、また国公立高校の71.4%・88.9%を占めており、『異常な突出』というべき状況です。

1989年

校数	部 数	採 択 校
10	2587	県・三池高校（228）、県・門司高校（196）、県・香住丘高校（390）、県・太宰府高校（533）、県・大牟田北高校（251）、県・伝習館高校（221）、県・朝倉高校（181）、県・武藏台高校（332）、県・八女高校（234）、県・福岡高等聾学校（21）

1988年

校数	部 数	採 択 校
8	1853	県・三池高校（227）、県・門司高校（159）、県・香住丘高校（100）、県・太宰府高校（483）、県・大牟田北高校（237）、県・伝習館高校（184）、県・朝倉高校（186）、県・武藏台高校（277）

1987年

校数	部 数	採 択 校
8	2135	県・三池高校（245）、県・門司高校（194）、県・香住丘高校（425）、県・太宰府高校（384）、県・大牟田北高校（284）、県・伝習館高校（183）、県・朝倉高校（186）、県・武藏台高校（234）

1986年

校数	部 数	採 択 校
4	960	県・三池高校（249）、県・門司高校（217）、県・香住丘高校（223）、県・太宰府高校（271）

(3) 1989.9.30 No.21

## 『新編日本史』採択状況一覧表

1989年

1988年

1987年

1986年

	校数	部 数	採 択 校	校数	部 数	採 択 校	校数	部 数	採 択 校	校数	部 数	採 択 校
北海道	0	0		0	0		0	0		1	16	道・江別高校(定時制16)
青森	3	214	私・柴田女子高校(80)、私・松風塾高校(50)、県・野辺地高校(通信制84)	2	95	私・柴田女子高校(34)、私・松風塾高校(61)	2	104	私・柴田女子高校(38)、私・松風塾高校(66)	3	165	県・六ヶ所高校(95)、県・黒石高校(定時制16)、私・松風塾高校(54)
山形	0	0		0	0		1	55	県・酒田工業高校(55)			
福島	0	0		0	0		1	234	私・緑が丘高校(234)			
茨城	1	134	私・水戸女子高校(134)	1	143	私・水戸女子高校(134)	1	110	私・水戸女子高校(110)	2	247	私・水戸女子高校(102)、県・石岡商業高校(145)
栃木	3	1074	私・国学院栃木高校(787) 国・小山工業高等専(206)、私・宇都宮女子商業高校(81)	3	1057	私・国学院栃木高校(757) 国・小山工業高等専(202)、私・宇都宮女子商業高校(98)	3	1074	私・国学院栃木高校(788) 国・小山工業高等専(212)、私・宇都宮女子商業高校(74)	2	1621	私・国学院栃木高校(1409) 国・小山工業高等専(212)
東京	3	1605	私・嘉悦女子高校(459)、私・爱国学園(1019)、私・中央商業高校(127)	3	1547	私・嘉悦女子高校(471)、私・爱国学園(969)、私・中央商業高校(107)	2	1453	私・嘉悦女子高校(507)、私・爱国学園(946)	1	301	私・成女高校(301)
神奈川	1	459	私・三浦高校(459)	2	795	私・三浦高校(543)、私・聖心女子高校(通信制252)	2	678	私・三浦高校(425)、私・清心女子高校(通信制253)	3	821	私・三浦高校(502)、私・清心女子高校(通信制103)、私・隼人高校(216)
石川	1	166	私・金沢工業高等専(166)	1	166	私・金沢工業高等専(166)	1	112	私・金沢工業高等専(112)	2	117	私・金沢工業高等専(111)、県・医王養護学校(6)
福井	1	573	私・福井工業大学付属高校(573)	1	551	私・福井工業大学付属高校(551)	1	458	私・福井工業大学付属高校(458)	1	1169	私・福井工業大学付属高校(1169)
山梨	2	489	私・日本航空高校(252)、私・富士学苑(237)	2	535	私・日本航空高校(297)、私・富士学苑(238)	2	469	私・日本航空高校(296)、私・富士学苑(173)	1	235	私・日本航空高校(235)
岐阜	1	54	私・麗澤端浪高校(54)	1	30	私・麗澤端浪高校(30)	1	26	私・麗澤端浪高校(定時制26)			
愛知	2	678	私・三河高校(674)、県・小牧養護学校(4)	2	1345	私・三河高校(全日制304、通信制673)、私・聖霊高校(368)	1	668	私・三河高校(全日制2年普通科238、通信制普通科・商業科430)	2	823	私・三河高校(全日制158、通信制389)、私・東海工業高校(通信制276)
三重	1	480	私・皇學館高校(480)	1	364	私・皇學館高校(364)	1	446	私・皇學館高校(446)	1	520	私・皇學館高校(520)
滋賀	1	28	県・彦根東高校(定時制28)	1	21	県・彦根東高校(定時制21)	0	0		1	49	県・彦根東高校(定時制49)
京都	1	7	私・一燈園高校(定時制7)	1	12	私・一燈園高校(定時制12)	0	0		1	64	私・聖家族女子高校(64)
兵庫	0	0		0	0		0	0		1	631	私・甲子園学院高校(631)
島根	1	131	私・松江日本大学高校(131)	1	131	私・松江日本大学高校(131)	1	131	私・松江日本大学高校(131)	1	306	私・松江日本大学高校(306)
山口	0	0		0	0		0	0		1	80	私・美祢中央高校(80)
愛媛	0	0		0	0		0	0		1	138	私・今治精華高校(138)
福島	10	2587		8	1853	私・向陽高校(51)	8	2135		4	960	
長崎	0	0		1	51		1	52	県・矢部高校(52)	1	48	県・矢部高校(生活科・農業科48)
熊本	0	0		0	0		0	0		1	10	私・別府女子短期大学附属高校(10)
大分	0	0		1	303	私・柳ヶ浦高校(303)	0	0				
宮崎	1	394	私・宮崎第一高校(394)	1	358	私・宮崎第一高校(394)	1	671	私・宮崎第一高校(671)			
合 計	33	9073	国公立14校(2909) 私立19校(6164)	33	9357	国公立10校(2076) 私立23校(7281)	30	8876	国公立11校(2454) 私立19校(6422)	31	8321	国公立12校(1547) 私立19校(6774)

\* 1986・87年の神奈川県「清心」女子高校は、「聖心」女子高校が正しいものと思われる。

\* 1989年の新規採択校には下線を施した

\* 1986年の茨城県・石岡商業高校、山口県・美祢中央高校、1987年の山形県・酒田工業高校、福島県・緑が丘高校、および1988年の愛知県・聖霊高校、大分県・柳ヶ浦高校、長崎県・向陽高校は一たん採択を決めたが、その年度内に他の教科書に変更している。

出版労連教科書対策委員会の調査による

# 自衛隊の海外派兵と憲法第9条 資料

— 1990. 11. 12. —

資料①

●資料

## 「国連平和協力法」案

一九九〇年一〇月一六日 国会提出

### ●第1章 総則

(目的)

第一条 この法律、国際の平和及び安全の維持のために国連が行う決議を受けて行われる国連平和協力隊の活動に対し適切かつ迅速な協力をを行うため、国連平和協力会議の設置、国際連合平和協力隊の設置等について定めることにより国連平和協力隊の海外派遣の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を構じ、もって我が国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする。

### (国際の平和及び安全の維持のための活動に対する協力の基本原則)

第二条 政府は、この法律に基づく海外派遣に係る平和協力業務の実施、物資

協力及びこれらについての國以外の者の協力(次項において「海外派遣に係る平和協力業務の実施等」という。)を適切に組み合わせることにより、国際の平和及び安全の維持のための活動に効果的に協力するものとする。

2 海外派遣に係る平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。

3 内閣総理大臣は、海外派遣に係る平和協力業務の実施に当たり、平和協力業務実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

### (定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。

一 國際の平和及び安全の維持のための活動 国際の平和及び安全の維持のための活動

二 物資協力に係る物品の輸送その他

ハ 紛争終了後の議会の選挙、住民投票等の監視又は管理

三 平和協力業務の実施に當たり、平和協力業務実施計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

四 医療活動(防疫活動を含む。)

五 紛争によって被害を受けた住民その他の者の救援のための活動

六 物資協力に係る物品の輸送(機械器具(物資協力に係る物品を含む。)の搬付け、検査若しくは修理

七 紛争によって生じた被害の復旧のための活動

派遣するよう要請することができる。

### (海上保安庁の参加)

第二十一条 本部長は、平和協力隊が行う平和協力業務のうち海上保安庁の船

舶(当該船舶に搭載される航空機を含む。)

以下この項において同じ。)によつて行

うことが適当なものとして政令で定める

ものを実施するため必要があると認める

ときは、海上保安庁長官に対し、当該船

舶及びその乗組員たる海上保安庁の職員

を当該平和協力業務に参加させるよう要請することができる。

### (自衛隊の参加)

第二十二条 本部長は、平和協力隊が行う平和協力業務を実施するため必要があると認めるときは、防衛廳長官に対し、当該

部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等を

いう。次項において同じ。)又は自衛隊員(同法第二条第五項に規定する隊員を

いう。以下この項において同じ。)を当該平和協力業務に参加させるよう要請す

ることができる。

第二十三条 平和協力隊員が自己の生命又は身体を保護するため特に必要があると本部長が認める場合には、本部長は、当該平和協力隊員が海外派遣に係る外国(公海を除く。以下この項において同じ。)に滞在する間、次項の規定により指定された者が保管している小型武器を当該平和協力隊員に貸与することができる。

第二十四条 平和協力隊員が自己の生

命又は身体を保護するため特に必要があ

ると本部長が認める場合には、本部長は、

当該平和協力隊員が海外派遣に係る外

国(公海を除く。以下この項において同じ。)

に滞在する間、次項の規定により指定さ

れた者が保管している小型武器を当該平

和協力隊員に貸与することができる。

### ●第6章 雜則

#### (民間の協力等)

第三十一条 本部長は、第四章の規定による措置によっては平和協力業務を十分に実施することができないと認めるとき、又は物資協力を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について國以外の者に協力を求めることができる。

## 第九条

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

- (2) 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。

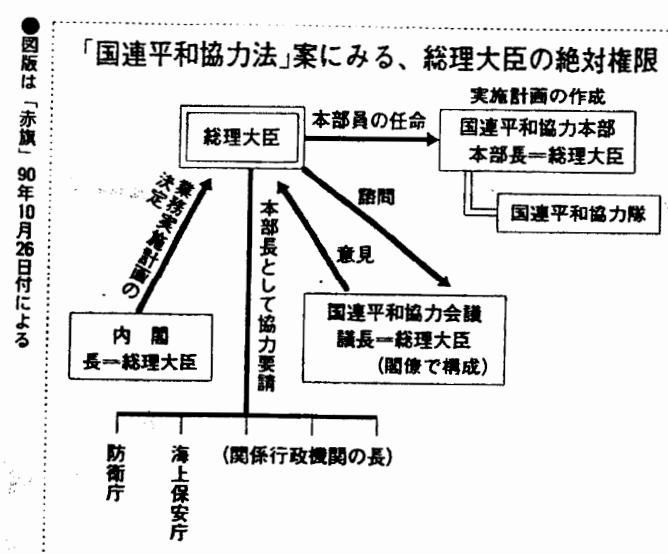
日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが全國土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その権威は國民に由來し、その権力は國民の代表者がこれを使ひ、その福利は國民がこれを受け取る。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、かれ、平和のうちに生存する権利これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を企願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めた

いと/or>と思ふ。われらは、全世界の國のこのみに専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自己の主権を維持し、他國と対等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

資料③



### イラクと対峙する米軍を中心とした「多国籍軍」



資料④

小沢自民党幹事長（8月27日）

9/16 旗

「現憲法下でも自衛隊を国連軍に派遣することは、憲法違反にあたらぬ」

金丸元副総理（8月27日）

「米国のついた憲法でも悪いといひは直せばよい。譲憲、譲憲といつて、世界各国にござんなかで、日本だけは協力できない」

市川公明党書記長（8月30日）

「武力を伴わない非武装の自衛隊の派遣が是か

非か、これから議論される可能性もある。党内で議論を深めていただきたい」

大内民社省委員長（9月5日）

「武力を伴わない非武

## この人たちのあぶない語録

「自衛隊法の三条ど

資料⑤

〇〇条以下の規定を整備する必要がある」

斎藤経団連会長（9月4日）

「憲法も含め、あるいは自衛隊法も含め、有事の際ににおける法のあり方というものは検討されべきである」

鈴木日経連会長（9月3日）

「自衛隊が国連軍など国連の平和維持活動に参加できるようにすべきだ」

## 自衛隊の海外派兵は長い歴史

資料⑥

実際、自衛隊の海外派遣を通して海外派兵へと向かおうとする衝動は、政府・自國の長年の野望で連続と続いています。

一九五九年、レバノンへの監視団に、自衛隊を派遣するため国連事務総長が要請、日本側は断りました。

しかし、統一して、こんどは六年、日本の国連大使が、自衛隊の海外派遣を提唱。

日韓条約締結後の六年、政府は「国連協力法案」を作成。その中で、自衛隊の海外派兵、そのための自衛隊法改正などが明記されました。

八四年、日米諮詢委員会が、自衛隊の制服要費の派遣などを含む報告を提出。

中曾根内閣当時の八七年、イラク・イラク戦争でベルシャ湾に機雷敷設された際、掃海艇の派遣が検討されました。

折あるほど、ついに自衛隊の海外進出を目指してきました。

の教育が必要とのことです。が、教育にはどの程度要するか。倉成団長どの位かかるかは言えない。

キミコト国務次官との会談（9月11日）

キミコト次官 日本は戦後最大の問題に直面している。現在湾岸地域でみられてる地域の脅威などどのように対応するかという問題である。これに対する日本の対応は、日本及びその将来のみならず、日米関係の将来にとても極めて重要である。

一〇八（国防分析研究所）主催有識者との懇談（9月11日）

バトラー統合参謀本部第5

打ち出しがないが、十年後の日本は自らの体を張つて協力するようになっていくと思う。今回の国連協力法は、かくある為の第一歩か。倉成団長 同法は、そのような方向を考えている。米国側 血であがなう真誠するような貢献策は、今まで決意するためには、日本人

米国側 資金、物資、補給の協力関係が重要であり、マクナマラ氏が指摘したように、日本も危険負担し、命をさりす危険を負担することが一因間関係において重要な論点となる。

倉成団長 ベストを尽くす。自民党は参議院ではマイノリティであり、妥協の必要があるかもしれません。自衛隊の派遣を含めて検討していくたい。

ローワエン国防次官補との懇談（9月12日）

ユダヤ人統合参謀本部第5部長（空軍中将）長い歴史の中、ペルシャ湾の危機は一時のことであるとしても、米国と同盟国との防衛関係のひとつであることを意味するものではない。(1)実際的である。(2)役に立つ。(3)目に見える参加が必要である。..

資料⑧

## 「派兵」めぐり今度は経済同友会

石原俊郎代表幹事ら



正論議を避けて国連平和協力法案を国会に提出した政治・国民党批判した。

## 「改憲」避けるから議論詰進まぬ

朝日

たとひなった。もとと早く憲法見直し、国を守るために軍隊をもつべきだった」と述べた。両派とも現国会で論議されいる国連平和協力法の手順が間違えていることを批判、憲法改憲などを日本で行なうことを正論議を行なうべきだと。もとと議論が進まない」と述べ、憲法改憲を国会に提出した政治・国民党批判した。

同席した斎藤三郎副代表幹事（キヤノン会長）も「戦後、憲法を変えるべきときに変えるのはおかしい。憲法を変えて、へんな対応が出てしまう。経済大国にならぬことを前提にするから、議論が進まない」と述べた。

米国に従属してきたのである」の。

## 財界またぞろ憲法「悪玉」論

六日の記者会見で、「憲法論議をしないで、自衛隊の派遣を考えるのはおかしい。憲法を変えて、へんな対応が出てしまう。経済大国にならぬことを前提にするから、議論が進まない」と述べ、憲法改憲を国会に提出した政治・国民党批判した。

石原代表幹事ら

資料⑨

## 米国の圧力生々しく

10/26 赤旗

自由民主党国防三部会「訪

カーネギー平和財団主催有

米報告書――会議要旨――

訪米団長・倉成正（安全保謐調査会長）、副団長・山崎拓（同前代理）、高村正彦（国防部会長）、鈴木宗男（国防部会長代理）、魚住（担当）、米国側 日本は、生命を賭するような貢献策は、今まで

打ち出しがないが、十年後の日本は自らの体を張つて協力するようになっていくと思う。今回の国連協力法は、かくある為の第一歩か。倉成団長 同法は、そのような方向を考えている。米国側 血であがなう真誠するような貢献策は、今まで決意するためには、日本人

打ち出しがないが、十年後の日本は自らの体を張つて協力するようになっていくと思う。今回の国連協力法は、かくある為の第一歩か。倉成団長 同法は、そのような方向を考えている。米国側 血であがなう真誠するような貢献策は、今まで決意するためには、日本人

資料⑩

(3)

# 火がつけば最悪の世界的戦争

ペルシャ湾岸



サウジアラビアでイラク軍の攻撃に備え、化学兵器用の防護服と防毒マスクを着用して訓練する米第82空降師団の兵士（8月23日、ロイター）

(4)

日本政府が自衛隊を派遣したペルシャ湾岸はいま、二十万人を超えた米軍を主力に全体で三十数万の「多国籍軍」と、四十万のクウェート侵略イラク軍が対じ、「一触即発」の状況になっています。米国のさまざまな報道や専門家の発言はその切迫した状況と、火がつけば大戦争は避けられないことを指摘しています。

## 「ミサイル、生物兵器…」

「外交官はひきつりき湾岸危機の平和的解決を追求しているが、米国はサダム・フセインとの早期軍事決着に傾いているとの懐測が広がっている。圧力は高まっており、今後四～六週のうちに開戦となる可能性がある。ブッシュ政権はその根本的理由として、イラクによるクウェートの組織的な破壊を明らかにしている。戦争が延期される期間が長ければ長いほど、破壊を免

れることは少なくなる。アスピン下院議員によれば、政府はさらにイラクが来年初めまでに生物兵器を開拓し、米軍に直面する可能性を懸念している。米國務省はまた、対イラク同盟が国内外で崩壊を始めることを恐れている。

最後に、十月末までにFセイ

でに生物兵器を開拓し、米軍兵士がいつそう大きな危険に直面する可能性を懸念している。どんな軍隊もその部隊を崩壊を始めたて何

もすることなく置いておこうと好まない」（米誌『U.S.ニュース&ワールドレポート』）

「戦争開始はクリスマスまで、おそらくより早い。これががワシントンや他の首都からの最新の見積もりである。しかし、（対イラク）同盟の目的は、原状回復（といふ当時のもの）からだれも交

換しないではない。イラクの巨大な戦争機械は無傷のまま残る。……ブッシュ大統領はイラク軍部隊への攻撃を準備しなければならない」

（ハール元国防次官補、九月二十四日付）

「これら全体が壊滅的経済状況の可能性をうみだす。一時的にペルシャ湾からの石油供給のほとんどが止まってしまう深刻な可能性を予測しなければならない。戦争はイラクとクウェートの油田施設のほとんどを破壊する結果となり、その他の湾岸諸国の中でも破壊活動によって影響を受けるであろう。戦争の財政的経費それ自体が非常に巨額となる。大規模な戦闘では米国の支出は一日十億ドルと見積もられている。世界的な経済・財政危機は避け難いものとなる」（フレジンスキ、元米大統領補佐官、ニューヨーク・タイムズ紙十月七日付）

# 米の報道、専門家も指摘

## 米・「多国籍軍」30数万vs.「イラク軍」40万が対決

10/20 赤旗

### 世界の経済壊滅状況に

戦争は米軍によるイラク空爆で終わるなど、いかにもでなく、化学・生物兵器使用を含む長期の大規模戦闘となり、戦争による膨大な人的被害だけでなく、世界経済は壊滅的打撃を受けると多くの専門家が指摘しています。

「米国の専門家はイラクがまずサウジアラビアの油田をミサイル攻撃するとみる。死活的に重要なアブカイク油田の中心施設などをタバコの横出し施設もクウェートから（イラクの）ミサイルの射程内である。これらのミサイルは化学兵器だけでなく生物兵器の弾頭も装着される。米

軍兵士には炭素病の種痘をおこなっている。米国の懲罰を裏書きするように、ウェスターIA長官は先週初めて原油生産を妨害する高級補佐官は、米国人の生命損失については「ぞっとするほど」と指摘する。米国防総省のある研究は、クウェート侵攻、対イラク航空攻撃を開

始すれば、米側の死者四千、負傷者一万六千人と予測している」（ニューズウイークリー）（十月八日付）

「空爆それ自身でイラクを降伏に追い込めるか考えるのは幻想である。全面かつ長期

## 徹底による解決を

長官は十月初めの新聞寄稿論評で、もしも米国が今年末までに「軍事手段」を取らないならば、国内的・国際的支持は解体し始めると警告。世界は「米国の断固とした行動」を歓迎し、支持するだろうと予測した」（米誌『タイム』十月八日付）

「戦争開始はクリスマスまで、おそらくより早い。これががワシントンや他の首都からの最新の見積もりである。しかし、（対イラク）同盟の目的は、原状回復（といふ当時のもの）からだれも交換しないではない。イラクと

ウエートからイラク軍を撤退させるだけの軍事行使。もう一つはそれだけでなくイラクの威嚇を未来永続、根絶させてしまうために、イラクと

「このように、軍事的解決の方向をとるなら、大規模で長期にわたる大戦争になることは間違ひありません。それ

は同地域でのぼう大な人的、物的被害だけでなく、経済的

終結できず、第二次大戦でも独、伊を陥伏させられなかつた。そのうえ、戦闘がどのよう、どのくらいの期間継続するかを正確に予測すること是不可能である。イラクとパナの場合は違う。戦闘は、激烈で、長期に及ぶであろう。さらに、大規模爆発によつておそらくサダム・フセイ

ンの反撃能力を完全に奪うこととはできない。イスラエルを巻き込んでの戦争拡大に向

け、イスラエルの都市への散發的毒ガス攻撃、あるいはヨルダンへの侵攻という可能性を除外することはできな

い」